

大分県報

令和五年
第四二三号
七月四日

(火曜日)

目次

生活保護法等による医療機関の指定	一
生活保護法等による指定医療機関の所在地変更	二
生活保護法等による指定医療機関の休止	二
生活保護法等による指定医療機関の廃止	二
生活保護法等による施術者(開設者である施術者)の指定	三
生活保護法等による施術者の廃止	三
青少年に有害な興行の指定	三
令和五年度労働福祉等実態調査の実施	三
県営土地改良事業計画変更の決定及び縦覧	四
指定予定保安林(五件)	四
指定施業要件変更予定保安林	六
土地改良区の役員の就退任(二件)	六
土地改良区連合の役員の就退任	七
落札者等の公示	八

告示

大分県告示第二百九十五号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第四十九条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。)の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関として、次の医療機関を指

定した。

令和五年七月四日

大分県知事 佐藤 樹一郎

指定年月日

医療機関の名称	開設者の氏名	所在地	指定年月日
久持ファミリークリニック	医療法人井上小児科医院	中津市栄町二〇九一番地	令五・四・一
おしうみファミリークリニック	医療法人 Felix Vita	豊後高田市玉津三五七番地	令五・四・一
コスモタウン歯科	柳川 功匡	佐伯市鶴岡西町二丁目二二八番地	令五・四・一
桑野歯科医院	医療法人亀山会	日田市隈二丁目一番三号	令五・四・一
幸薬局	株式会社メタケア	宇佐市安心院町木裳二三七―二	令五・四・一
済生会まほろば訪問看護ステーション	社会福祉法人恩賜財団済生会支部大分県済生会	日田市大字三和六四三番地七	令五・四・一
訪問看護ステーションまどか	合同会社 YMG	別府市浜脇三丁目二番一〇号	令五・三・一
訪問看護事業所 わらく	有限会社ドゥーイット	別府市小倉四―三ガ―デンヒルズ松本Ⅱ二〇一	令五・三・一
医療法人百善会村橋病院	医療法人財団百善会	別府市千代町二番五号	令五・四・一
医療法人社団淡窓会大分友愛病院	医療法人社団淡窓会	日田市大字上野一番地の一	令五・五・一
医療法人藤心会黒田整形外科	医療法人藤心会黒田整形外科	宇佐市大字上田一五一〇番地	令五・五・一
池田医院	医療法人ひまわり会	佐伯市上岡木戸ノ瀬一二五八番地一	令五・五・一
杵築中央病院	医療法人恵友会	杵築市大字杵築一二〇番地	令五・五・一
高木歯科医院	高木 信一	日田市三本松二―一―一第一一光ビルF	令五・五・一

令和五年七月四日

大分県報(告示)

令和五年七月四日

大分県報 (告示)

二

有限会社キムラ薬局	有限会社キムラ薬局	別府市緑丘町四組	令五・五・一
(有)緒方薬局	有限会社緒方薬局	豊後大野市緒方町馬場二一番地一〇	令五・五・一
(有)首藤薬局犬飼店	有限会社首藤薬局	豊後大野市犬飼町田原一〇五 一一一五	令五・五・一
小向調剤薬局	有限会社ヘルスランド小向	速見郡日出町川崎三番地の二	令五・五・一
株式会社木下薬局	株式会社木下薬局	別府市亀川中央町三一 一一二	令五・五・一
(有)古戦場薬局	有限会社古戦場薬局	別府市大字南立石字向原一八九一 番地の一〇	令五・五・一

大分県告示第二百九十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、次の指定医療機関からその所在地変更の届出があった。

令和五年七月四日

大分県知事 佐藤 樹一郎

医療機関の名称	所在地		変更年月日
	変更前	変更後	
有限会社友松薬局山本店	宇佐市大字山本字百枝 一六六一の七	宇佐市大字山本字百枝 一六六一の一	令五・一・一七
訪問看護ステーションくろき	別府市平田町二番二 二二二	別府市照波園町一四番 三八号	令五・三・二四

大分県告示第二百九十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、次の指定医療機関から休止の届出があった。

令和五年七月四日

医療機関の名称	開設者の氏名	所在地	休止年月日
訪問看護ステーション偕楽園	社会福祉法人鶴会	別府市大字南立石二一七〇番地 の二二	令五・四・一
大分県告示第二百九十八号			
生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、次の指定医療機関から廃止の届出があった。			
令和五年七月四日			
大分県知事 佐藤 樹一郎			
医療機関の名称	開設者の氏名	所在地	廃止年月日
佐伯市国民健康保険米水津診療所	佐伯市	佐伯市米水津大字浦代浦二二三九 番地二	令五・三・二
佐伯市国民健康保険西野浦診療所	佐伯市	佐伯市蒲江大字西野浦二の二二 九一三	令五・三・二
佐伯市国民健康保険名護屋出張診療所	佐伯市	佐伯市蒲江大字丸市尾浦六〇一 番地	令五・三・二
久持医院	久持 顕子	中津市丸山町四六番地	令五・二・二八
鶴海医院	鶴海 寛	豊後高田市玉津三五七	令五・三・三一
別府市医師会発熱外来トリアー ジセンター	一般社団法人別府市医師会	別府市野口中町六一三三	令五・三・三一
木下外科医院	木下 清弓	中津市大字宮夫字小深田一四〇 一二	令五・三・三一
久持クリニック	久持 秀臣	中津市栄町二〇九一番地	令五・三・三一

科	コスモタウン歯	安井 淳	佐伯市鶴岡西町一丁目二二八番地	令五・三・三一
桑野歯科医院	桑野 浩一郎	日田市隈二丁目一番三号	令五・三・三一	
幸薬局	有限会社たかはし薬局	宇佐市安心院町木裳二三七―二	令五・三・三一	
有限会社三和薬局	有限会社三和薬局	竹田市大字会々二三二九番地	令五・三・三一	

大分県告示第二百九十九号				
生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十五条第一項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、次のとおり医療扶助のための施術を担当させる施術者（開設者である施術者）を指定した。				
令和五年七月四日	大分県知事	佐藤 樹一郎		

施術者の氏名	施術所の名称	所在地	指定年月日
笠木和久	さいき名倉整骨院	佐伯市長島町一丁目一三番六号 矢野ビルF	令五・四・一

大分県告示第三百号				
生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十五条第二項において準用する同法第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、次の施術者から廃止の届出があった。				
令和五年七月四日	大分県知事	佐藤 樹一郎		

施術者の氏名	施術所の名称	所在地	廃止年月日
笠木和久	さいき名倉整骨院	佐伯市中村南町一三二九―三 ファン薬局中央店内	令五・三・三一

令和五年七月四日

大分県報（告示）

泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」、「複合サービス事業」及び「サービス業（他に分類されないもの）」に属する県内の事業所から任意に抽出した千事業所を対象とする。

三 調査の項目
事業所の現況、労働時間、休日休暇制度、育児・介護休業等制度、病気休職制度、パートタイム労働者・有期雇用労働者、登用制度及び働きやすい環境づくり

四 調査の期日
令和五年六月三十日現在によって行う。

五 調査の方法
別に定める調査票を用いて行う。

六 その他
この調査は、大分県統計条例第二条第四項に規定する県基幹統計調査である。

大分県告示第三百三三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十八条第一項の規定により、次の県営土地改良事業の計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり当該土地改良事業変更計画書の写しを縦覧に供する。

なお、利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対し審査請求をすることができる。

令和五年七月四日

大分県知事 佐藤 樹一郎

事業名	地区名	縦覧期間	縦覧場所
県営経営体育成基盤整備事業 (区画整理)	南山香地	令五・七・四から 令五・七・二四まで	杵築市役所

大分県告示第三百四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり農林水産大臣から保安林に指定する予定である旨通知があった。

令和五年七月四日

一 保安林予定森林の所在場所

日田市大字大肥字真弓谷一五四番二二から一五四番三一まで、一五七番、一五九番一、

大分県知事 佐藤 樹一郎

一五九番二
二 指定の目的
水源の涵養
三 指定施業要件
1 立木の伐採の方法
（一） 次の森林については、主伐は択伐による。
字真弓谷一五四番二七（次の図に示す部分に限る。）
（二） その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めぬ。
（三） 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
（四） 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び大分県西部振興局並びに日田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

大分県告示第三百五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり農林水産大臣から保安林に指定する予定である旨通知があった。

令和五年七月四日

大分県知事 佐藤 樹一郎

一 保安林予定森林の所在場所
日田市上津江町川原字程野山一三六九番三（次の図に示す部分に限る。）
二 指定の目的
水源の涵養
三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法
（一） 次の森林については、主伐は択伐による。
字程野山一三六九番三（次の図に示す部分に限る。）
（二） その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めぬ。
（三） 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び大分県西部振興局並びに日田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

大分県告示第三百六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり農林水産大臣から保安林に指定する予定である旨通知があった。

令和五年七月四日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

一 保安林予定森林の所在場所

日田市上津江町上野田字ササワラ二八九番一、二九二番四

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐は択伐による。

字ササワラ二八九番一・二九二番四（以上二筆について、次の図に示す部分に限る。）

(二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(三) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び大分県西部振興局並びに日田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

大分県告示第三百七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり農林水産大臣から保安林に指定する予定である旨通知があった。

令和五年七月四日

令和五年七月四日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

一 保安林予定森林の所在場所

竹田市久住町大字有氏字広内一七七五番一（次の図に示す部分に限る。）

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び大分県豊肥振興局並びに竹田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

大分県告示第三百八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり農林水産大臣から保安林に指定する予定である旨通知があった。

令和五年七月四日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

一 保安林予定森林の所在場所

佐伯市本匠大字三股字椎木河内一二九〇番一、一二九〇番二

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

大分県報（告示）

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び大分県南部振興局並びに佐伯市役所に備え置いて縦覧に供する。)

大分県告示第三百九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のとおり農林水産大臣から保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知があった。

令和五年七月四日

大分県知事 佐藤 樹一郎

一 指定施業要件の変更予定保安林の所在場所

佐伯市本匠大字山部字葛向ヒ二六七五番から二六八一番まで、字サド原二六八二番、二六八三番

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び大分県南部振興局並びに佐伯市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○公 告

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十七項の規定により、出口土地改良区(日田市)から、退任役員及び就任役員の氏名及び住所について次のとおり届出があった。

令和五年七月四日

大分県知事 佐藤 樹一郎

(退任役員)

役名 氏名

理事 高瀬朝好

〃 日隈次男

〃 高村晃司

〃 小野好夫

〃 三苦博

〃 河津隆明

〃 増井秀信

(就任役員)

役名 氏名

理事 日隈次男

〃 高村晃司

〃 三苦博

〃 川本正幸

〃 佐藤天親

〃 河津隆明

〃 伊東忠信

住 所

日田市天瀬町出口一六三八番地

〃 天瀬町出口三二二八番地

〃 天瀬町出口二四三五番地

〃 天瀬町出口二六七一番地

〃 天瀬町出口三六二五番地一

〃 天瀬町出口一七五六番地

〃 天瀬町出口二四三九番地

住 所

日田市天瀬町出口三二二八番地

〃 天瀬町出口二四三五番地

〃 天瀬町出口三六二五番地一

〃 天瀬町出口二八三〇番地

〃 天瀬町出口一一八一番地四

〃 天瀬町出口一七五六番地

〃 天瀬町出口三三五五番地

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十七項の規定により、藤原溜池土地改良区(豊後高田市)から、退任役員及び就任役員の氏名及び住所について次のとおり届出があった。

令和五年七月四日

大分県知事 佐藤 樹一郎

(退任役員)

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十四条において準用する同法第十八条第十七項の規定により、駅館川土地改良区連合（宇佐市）から、退任役員及び就任役員の氏名及び住所について次のとおり届出があった。 令和五年七月四日 大分県知事 佐藤 樹一郎 （退任役員）	役員	氏名	住 所	役員	氏名	住 所
	理事	木藤 信一	豊後高田市見目三四七六番地	理事	高牟禮 健治郎	宇佐市大字下高一三番地
	〃	末延 純一	〃	〃	御堂 了圓	〃 院内町平原四七五番地
	〃	坂本 裕克	〃	〃	相良 正信	〃 大字川部九四一番地
	〃	舛巴 壽己	〃	〃	松吉 芳彦	〃 大字西高家六〇二番地
	〃	藤卷 幸雄	〃	〃	本多 通孝	〃 大字橋津三六〇番地
	〃	高崎 順一	〃	〃	木部 軍治	〃 大字上庄一八五一番地
	〃	元兼 孝徳	〃	〃	田口 良一	〃 大字北宇佐二〇四一番地
	〃	木藤 孝一	〃	〃	安部 君好	〃 安心院町龍王一二六番地の三
	（就任役員）	氏名	住 所	〃	小野 次信	〃 安心院町平山一四三番地の一一九
	理事	木藤 信一	豊後高田市見目三四七六番地	〃	是 永 修 治	〃 大字下矢部一四八二番地の三
	〃	末延 純一	〃	〃	大 森 博	〃 大字畑田一二七〇番地の四
	〃	坂本 裕克	〃	〃	佐 田 則 昭	〃 安心院町内川野四三一番地の一
〃	舛巴 壽己	〃	〃	菅 原 維 範	〃 安心院町尾立五五番地の一	
〃	藤卷 幸雄	〃	〃	磯 田 保 彦	〃 大字上時枝八八九番地	
〃	高崎 順一	〃	〃	園 元 勝 則	〃 大字佐々礼一一三四番地	
〃	木藤 孝一	〃	〃	（就任役員）		
〃	元兼 今朝文	〃	〃	役員	氏名	住 所
〃		見目三五七二番地一	〃	理事	河野 淳二	宇佐市大字金丸九八三番地
				〃	岡崎 憲一郎	〃 大字金屋七六六番地
				〃	水江 收作	〃 大字江須賀二六一番地の一二二
				〃	吉用 繁則	〃 大字葛原七一一番地
				〃	川原 辰男	〃 大字上元重六五一一番地
				〃	菅原 維範	〃 安心院町尾立五五番地の一

令和五年七月四日

大分県報（公告）

令和五年七月四日

大分県報（公告）

八

〃	是 永 俊 夫	〃	安心院町鳥越一四九七番地の一
〃	御 堂 了 圓	〃	院内町平原四七五番地
〃	是 永 修 治	〃	大字下矢部一四八二番地の三
〃	大 森 博	〃	大字畑田一二七〇番地の四
〃	矢 野 冠 司	〃	安心院町妻垣七五三番地の二
監 事	水 野 義 光	〃	大字北鶴田新田五五番地の二
〃	榎 英 行	〃	大字赤尾二六三二番地の三
〃	石 川 清 司	〃	安心院町飯田四〇九番地の一

次のとおり落札者等について公示する。

令和五年七月四日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

- 一 落札に係る役務の名称及び数量
北部地区A清掃業務委託
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
大分県会計管理局用度管財課
大分市大手町三丁目一番一号
- 三 落札者を決定した日
令和五年四月二十八日
- 四 落札者の氏名及び住所
株式会社クリル 大分営業所 営業所長 藤 井 伸 弥
大分市大手町三丁目二番二号 法曹ビル四〇一号
- 五 落札金額
六十万二千八百円（委託料の月額。消費税及び地方消費税相当額を含む。）
- 六 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 七 一般競争入札の公告をした日
令和五年三月七日